

改正

平成30年3月1日要綱第159号

令和3年12月22日要綱第173号

令和5年7月1日要綱第52号

令和7年4月1日要綱第187号

武蔵野市が発注する工事における現場代理人の兼務に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵野市工事請負契約約款で規定する現場代理人の兼務（同一の現場代理人
が異なる工事についてその業務を兼ねることをいう。以下同じ。）を認める要件及び武蔵野市（以
下「市」という。）が発注する工事（以下「工事」という。）における兼務に関する事務の取扱
いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(兼務)

第2条 2以上の工事を受注した者（以下「受注者」という。）は、これらの工事が次の各号のい
ずれかに該当する場合において、当該各号に定める数を上限として、兼務をさせることができる。

(1) 工事1件の請負代金の額が4,500万円（当該工事が建築一式の工事である場合にあっては、
9,000万円）未満であること。 2件

(2) 前号の工事が次のいずれかに該当し、かつ、同一の場所又は工事現場の相互の間隔が10キ
ロメートル程度の近接した場所において施工するものがある場合であること。 3件

ア 工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事

イ 施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合、工事の相当の部分
を同一の下請け業者で施工する場合等を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼務をさせることができな
い。

(1) 既に従事している工事において、現場代理人の常駐を求められている場合

(2) 前号に掲げるもののほか、兼務をさせることが不適当と市長が認める場合

(兼務の届出)

第3条 兼務を希望する受注者は、現場代理人兼務届（様式）を、当該工事を主管する課（以下「工
事主管課」という。）の長に提出しなければならない。この場合において、工事主管課が異なる

ときは、当該兼務に係る当該工事以外の工事の工事請負契約書の写し、位置図及び工程表を添えて、現場代理人兼務届をそれぞれの工事主管課の長に提出するものとする。

(契約変更)

第4条 受注者は、兼務をさせる工事において、契約変更が生じたことにより、当該兼務に係る工事1件の請負代金の額が第2条第1項第1号に規定する金額を上回る場合であっても、原則として引き続き兼務をさせることができるものとする。

(遵守事項)

第5条 受注者は、兼務をさせるにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 兼務に係る工事の監督員と現場代理人との連絡体制及び緊急時において現場代理人が現場に急行できる体制を確保すること。
- (2) 現場代理人は、兼務をする工事のいずれかの現場に必ず駐在し、一方に偏ることなく適切に現場を管理すること。
- (3) 兼務に係る工事ごとに連絡員を定め、現場代理人が不在のときは当該連絡員を当該工事の現場に駐在させ、監督員との連絡並びに現場の安全管理及び取締りに支障を生じさせないこと。

(兼務の取消し)

第6条 市長は、兼務に係る工事について、受注者が前条に規定する遵守事項に違反し、又は受注者の安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じると認める場合は、当該兼務を取り消すことができる。

(現場代理人の責務)

第7条 現場代理人は、兼務するいずれかの工事の現場に従事しているときであっても、兼務する他の工事の現場代理人の契約上の職務を免じられるものと解してはならない。

(その他)

第8条 この要領に規定するもののほか、工事における兼務について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約を締結する工事請負契約について適用する。

付 則 (平成30年3月1日要綱第159号)

- 1 この要領は、平成30年3月1日から施行する。
- 2 改正後の武蔵野市が発注する工事における現場代理人の兼務に関する要領の規定は、この要領

の施行の日以後に契約を締結する工事請負契約について適用し、同日前に契約を締結した工事請負契約については、なお従前の例による。

付 則（令和 3 年12月22日要綱第173号）

この要領は、令和 3 年12月22日から施行する。

付 則（令和 5 年 7 月 1 日要綱第52号）

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（令和 7 年 4 月 1 日要綱第187号）

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 1 項第 1 号の規定は、この要領の施行の日以後に契約を締結する工事請負契約について適用し、同日前に契約を締結した工事請負契約については、なお従前の例による。